

令和7年
4月1日改正

安定的な国民健康保険制度の運営へ向けて

国民健康保険税の

改正の背景



- ・令和5年度の単年度収支が赤字(決算で約2億1千万円の赤字)
- ・令和6年度の決算が赤字の見込み
(予算ベースで約1億9千万円の赤字の見込み)

このままだと

- ・令和7年度の決算で約2億8千万円の赤字の見込み

安定的な国民健康保険制度運営のために税率などを改正しました

現在の税率のまま制度を運営する場合、赤字が増大する見込みです。市では、令和6年度「常総市国民健康保険運営協議会」において、国民健康保険税の税率改正などに向け審議を進めてきました。安定的な国民健康保険制度を運営していくため、協議会の答申に基づき、税率などの改正を実施しました。

将来にわたり安心して国民健康保険を利用できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※国民健康保険運営協議会…被保険者を代表とする委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員で構成される市町村の諮問機関です。主な役割としては、市町村が行うこととされている事務であって、保険給付、保険税その他の重要事項を審議する協議会です。

改正内容

区 分	旧税率など	新税率など	比 較
医療分	所得割率 7.02%	7.47%	+0.45%
	均等割額 26,600円	42,200円	+15,600円
支援金分	所得割率 2.57%	3.39%	+0.82%
	均等割額 16,100円	19,400円	+3,300円
介護分	所得割率 2.17%	2.85%	+0.68%
	均等割額 17,100円	20,400円	+3,300円

※医療分…国保加入者の方の医療費にあたるものです。

※所得割率…課税所得金額に対し課税となるものです。

※支援金分…後期高齢の方の医療費を国保加入者の方が支援するものです。

※均等割額…1人当たりに対し課税となるものです。

※介護分…40歳から64歳の国保加入者の方の「介護保険料」にあたるものです。(該当しない場合には含みません。)

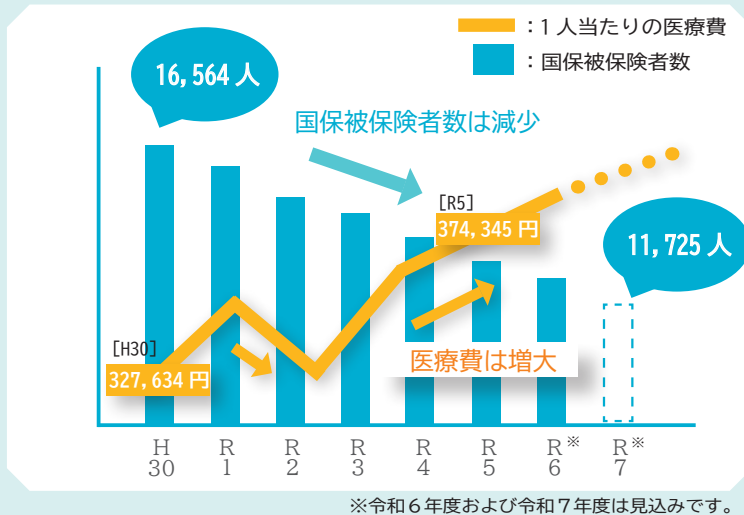
高校生世代以下に対する国民健康保険税均等割額減免の所得制限を撤廃しました

担税能力の観点から設けていた「世帯の国保加入者全員の所得金額合計が500万円を超える世帯は対象外」とする所得制限を撤廃しました。これにより、高校生世代以下の方は、全員が減免を受けられることとなります。



税率などを改正しました

常総市の状況



支出増

1人当たりの医療費が増大

1人当たりの医療費は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えによりいったんは減少しましたが、その後は大きく増加しています。また、近年は高度な医療技術の進歩もあり、今後も増加が見込まれています。

収入減

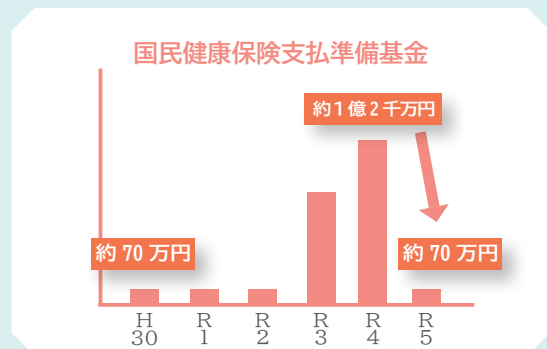
国民健康保険被保険者数が減少

団塊の世代の方が75歳となり後期高齢者医療制度へ移行しています。また、社会保険などの適用も拡大しているため、国民健康保険の被保険者数が年々減少し、令和7年度末には、11,725人まで減少することが見込まれています。被保険者数が減少することは、国民健康保険の運営に必要な税収が減少することにつながります。

貯金で補填できず

支払準備基金の残高が減少し取り崩しできず

国民健康保険支払準備基金は、積み立てることにより赤字の際に活用が可能な基金です。令和3年度、令和4年度は積み立てることができましたが、令和5年度に赤字となったことから、基金を取り崩したため残高が減少し、今後赤字に陥った場合でも活用ができなくなりました。



令和8年度以降の税率などの改正時期は？

今後の被保険者数、国民健康保険事業費納付金、医療費の推移に注視しつつ、赤字にならないよう毎年度において税率改正などの必要性を常総市国民健康保険運営協議会で審議し、必要と判断された場合は改正が行われることになります。

